

新世代M2Mコンソーシアム 規約

2017. 5. 16
1. 3版

第1章 総則

第1条(名称)

本コンソーシアムは、「新世代M2Mコンソーシアム」(英語名:New Generation M2M Consortium)と称する。

第2条(目的)

本コンソーシアムは、通信事業者、ハードウェア事業者、ソフトウェア事業者およびサービス事業者等が参加し、機械と機械とが人間を介在せずにネットワークを通じて相互に連携するシステム「M2M(Machine to Machine)」の市場創造、確立に向けた活動を行う。

第3条(活動)

本コンソーシアムの活動は、M2Mに関する以下の各号に定める事項とする。

- (1) ビジネスモデルの考案、共創
- (2) 関連省庁への共同提言
- (3) ナショナルプロジェクト、実証実験等への参加
- (4) 共同研究の企画、実施
- (5) 各種展示会、セミナーの開催、参加
- (6) その他本コンソーシアムの目的に適合する活動

第2章 会員

第4条(会員の定義)

会員の種別は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般会員
- (2) 準会員
- (3) 賛助会員

第5条(会員の入会)

1. 本コンソーシアムに一般会員または準会員として入会する者は、コンソーシアムの WEB サイトより入会申請の手続きをし、理事会において承認決議を得なければならない。
2. 賛助会員の入会は、会長が適任者を推薦し、理事会の承認決議によって行うものとする。
3. 会員は、登録された会員情報の内容に変更が生じた場合は、コンソーシアムの WEB サイトより変更届出の手続きをしなければならない。

第6条(会費)

1. 一般会員は、本コンソーシアムに年会費を納入しなければならない。
2. 年会費は、5万円とする。
3. 年会費の納入は年度に1回とし、請求書の発行日より2ヶ月以内に所定の口座に振り込むものとする。
4. 事業年度の途中に一般会員として入会した会員、または準会員から一般会員へ変更となった会員は、前条に基づき会員になった後、2カ月以内に所定の口座に年会費を振り込むものとする。なお、一般会員として入会した日、または準会員から一般会員へ変更となった日から事業年度終了まで2ヶ月未満となる場合は、会費の納入を免除するものとする。
5. 本コンソーシアムは、如何なる場合においても、受領した年会費を返還する義務を負わないものとし、会員も返還請求を行わないものとする。

6. 個人による一般会員入会者は、理事会承認による以下のいずれか、または同等以上と理事会が判断する任務を担うことにより年会費を免除する
- (1) 理事、TFリーダー等のコンソーシアム運営に携わる
 - (2) 外部への講演、講習などコンソーシアム活性に貢献する

第7条(資格喪失)

会員が以下の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または法人が破産、営業の廃止または解散の決議をしたとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 準会員が準会員となった日から3ヶ月が経過したとき

第8条(会員の退会および除名)

1. 会員は、コンソーシアムの WEB サイトより退会届出の手続きをすることにより、自主的に退会することができる。ただし、会員のうち理事が退会する場合は、この限りではない。
2. 会員の除名は、全理事が出席する理事会において、全理事の3分の2以上にあたる多数により、これを行う。

第9条(会員の権利)

会員は、以下の各号に定める権利を有する。

- (1) 本コンソーシアムが実施する活動に参加する権利
- (2) 本コンソーシアムの成果、関連情報を利用する権利

第10条(会員の義務)

1. 会員は、本規約、総会および理事会の議決を遵守しなければならない。
2. 本コンソーシアムの会員であることを公表する場合、会員は、理事会が別途定める公表規程を遵守するものとする。
3. 会員は、本コンソーシアムが行う広告、広報等において、自己の名称が掲載されることを承認する。

第3章 役員

第11条(役員)

1. 本コンソーシアムの役員は以下の各号に定めるものとする。
 - (1) 理事:4名以上
 - (2) 会長:1名
 - (3) 会長代行:2名以内
 - (4) 会計監査人:1名
2. 理事は、理事会を構成し、本コンソーシアムの業務を執行する。なお、理事は、一般会員でなければならないものとする。
3. 会長は、理事会を構成し、本コンソーシアムの業務を総理する。
4. 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指定した順序に従い、その職務を代行する。なお、会長代行は、理事でなければならないものとする。
5. 会計監査人は、事務局が作成する会計報告についてその適正性を監査する。

第12条(選任および解任)

役員を選任、解任は、総会の決議によってこれを行うものとする。

第13条(役員任期)

1. 役員任期は2年を基本とする。但し、任期満了後に、再度、就任する(継続する)ことは可能とする。また、理事は任期途中で辞任する場合には、理事会における承認決議を必要とする。

2. 役員は、無報酬とする。
3. 理事が定数以下となったとき、または会長もしくは会計監査人が欠けたときには、原則、補充するものとする。但し、補充できない場合には、本コンソーシアムの運営に支障をきたすことから、本コンソーシアムの継続の有無を定期総会また臨時総会にて合議するものとする。

第4章 総会等

第14条(総会)

1. 本コンソーシアムの最高決定機関として総会を置く。
2. 本コンソーシアムの総会は、定時総会および臨時総会とする。
3. 総会は、全会員によって構成され、一般会員のみがそれぞれ一票の議決権を有し、その議決権を行使する。

第15条(総会の開催および招集)

1. 定時総会は、原則として毎事業年度1回、6月末日までに開催する。
2. 臨時総会は、理事会においてその開催が承認された場合、速やかにこれを開催する。
3. 総会は、会長がこれを招集し、議長を務めるものとする。ただし、会長は、これらを会長代行に委任することができる。なお、招集通知は会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載し、開催日の10日前までに会員に送付しなければならない。

第16条(総会の成立)

総会は、一般会員の過半数の出席により成立する。

第17条(総会の決議)

総会の決議は、本規約に異なる決議基準が規定されている事項を除き、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

第18条(代理表決等)

1. 総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。
2. 前項の規定により表決した一般会員は、当該総会に出席したものとみなす。
3. 前二条の規定にかかわらず、総会の決議は、書面(電子メールを含む)による投票によって行うことができる。その場合、一般会員の過半数からの投票をもって総会は成立したものとし、その決議は、投票者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

第19条(総会の付議事項)

1. 以下の各号に定める事項は、総会において決議するものとする。
 - (1) 事業計画
 - (2) 役員を選任、解任
 - (3) 本コンソーシアムの解散
 - (4) その他本コンソーシアムの運営上重要な事項
2. 議長は、定時総会において、前事業年度における本コンソーシアムの事業内容、決算内容等につき報告するものとする。

第20条(理事会)

1. 本コンソーシアムに、理事、会長(以下「理事等」という。)により構成される理事会を置く。理事会において、理事等は、それぞれ一票の議決権を持つものとする。
2. 理事会の開催および招集に関する取扱いは、本規約で定めるもののほか理事会でこれを定めるものとする。
3. 理事会の議長は、会長とするが、会長は会長代行に委任することができる。
4. 理事会には、第16条から第18条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「一般会員」とあるのは「理事等」と読み替えるものとする。

第21条(理事会の付議事項)

以下の各号に定める事項は、理事会において決議するものとする。

- (1) 会員の入会に関する事項(一般会員および準会員の入会の可否判断を含む。)
- (2) 総会の招集に関する事項
- (3) 総会の決議を実施するために必要な具体的事項
- (4) ワーキンググループの設置、廃止に関する事項
- (5) 収支決算
- (6) 本規約の変更または細則類の制定
- (7) 理事の辞任
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行または運営に関する事項

第22条(ワーキンググループの設置等)

1. 本コンソーシアムのワーキンググループとして、ビジネスモデルの考案、共創を目的とするビジネス共創グループ、当該ビジネスの実施に必要な技術の検討を目的とする技術検討グループを設置する。
2. 会員は、本コンソーシアムの活動を実施するため、理事会の承認決議を得たうえで、前項に基づき設置するワーキンググループのほかに、各種ワーキンググループを設置することができる。なお、ワーキンググループの廃止についても理事会の承認決議を必要とする。
3. 会員は、各ワーキンググループに自主的に参加できるものとする。
4. 各ワーキンググループには、グループリーダーを置くものとする。グループリーダーは、当該ワーキンググループに参加する会員の互選により選出されるものとし、以下の各号に定める職務を担うものとする。
 - (1) 当該ワーキンググループの招集
 - (2) 当該ワーキンググループの議事進行
 - (3) 当該ワーキンググループの議事経過、結果の理事会への報告

第5章 事務局

第23条(事務局)

1. 本コンソーシアムの事務処理のため事務局を置くこととする。
2. 事務局職員は、理事会が任免する。
3. 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の承認決議を得て会長が別に定める。

第6章 解散

第24条(解散)

1. 本コンソーシアムは、総会の決議により解散する。また、理事が必要な人数に満たない場合には、本コンソーシアムの運営に支障をきたすことから、本コンソーシアムを解散するものとする。
2. 本コンソーシアムが解散したときに残存する財産の処分方法は、解散を決議する総会においてあわせて決議するものとする。

第7章 会計

第25条(年会費の管理)

本コンソーシアムの年会費は事務局がこれを管理し、その方法は、理事会の決議に基づき定めるものとする。

第26条(事業計画および予算)

本コンソーシアムの事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の承認決議を得なければならない。

第27条(予算の追加および更正)

前条に基づく予算の決議後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の承認決議を得ることにより、既定予算の追加または更正をすることができる。

第28条(決算)

1. 本コンソーシアムの決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、事務局が作成し、会計監査人の会計監査を受け、理事会の承認決議を得たうえで、総会に報告しなければならない。
2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第29条(事業年度)

本コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更および細則の制定 等

第30条(規約の変更)

本規約の変更は、理事会の承認決議によって行うものとする。

第31条(細則の制定)

本規約の施行について必要な細則の制定は、理事会の承認決議によって行うものとする。

第32条(成果および機密保持)

1. 本コンソーシアムの活動の成果(以下、「成果」という。)は、会員、非会員に関わらず、広く公開されることを原則とする。
2. 成果の認定と公開は、ワーキンググループの報告を受け、理事会が行う。
3. 成果に係る知的財産権の取り扱いについては、当該成果に貢献した会員間で協議のうえ決定するものとする。
4. 本コンソーシアムの活動において会員が提供、開示する情報は、公知の情報として扱う。ただし、別途締結される秘密保持契約の下で開示された情報についてはこの限りではない。
5. 成果の利用は、利用者の責任において行われるものとし、これにより生じた損害については自ら負担するものとする。また、他の会員を含め第三者に損害を与えた場合は、自己の費用と責任でこれを賠償するものとする。

附則

1. 本規約は、本コンソーシアムの設立日、平成22年11月15日から施行する。
2. 本コンソーシアムの設立時の役員は、以下の各号に定めるとおりとする。
 - (1)理事:東京エレクトロニクス株式会社、日本オラクル株式会社、日本電気株式会社、株式会社マクニカ
 - (2)会長:東京大学先端科学技術研究センター 森川博之教授
 - (3)会長代行:日本電気株式会社 奥屋滋 ネットワークソフトウェア事業本部 副事業本部長
 - (4)会計監査人:株式会社 リックテレコム
3. 本コンソーシアムの設立時の事務局は、日本電気株式会社とする。
4. 本コンソーシアムの設立時の事業年度は、第29条の規定にかかわらず、本コンソーシアム設立の日から平成23年3月31日までとする。
5. 本コンソーシアム設立初年度の事業計画の策定は、第19条の規定にかかわらず、設立後速やかに理事会の承認決議によって行うものとする。
6. 第2章 会員 第6条(会費)事項に6の条項を追加する。(平成29年4月13日理事会制定)

以 上